

BN978-4-7857-1439-0

3032 ¥7800E

価：本体7,800円(税別)



9784785714390



1923032078009

知的財産契約の理論と実務



大阪弁護士会
知的財産法実務研究会

編



商事法務

知的財産契約 の理論と実務

大阪弁護士会
知的財産法実務研究会
編

商事法務

ることを禁じる条項を設けることは、受託者の研究・開発業務への専念、秘密保持、成果の流用禁止を担保する機能を果たす。同じ趣旨から、受託者の独立開発について制限が設けられる場合もありえる。いずれの場合においても、禁止の対象となる研究・技術の範囲と、研究・技術開発の対象の範囲を一致させる必要はなく、事案に即してその範囲を決すれば良い。契約条項においては、「同一」「関連する」「直接関連のある」「類似の」といったそれ自体で必ずしも外延が明確でない用語を用いる場合も多いが、当事者間でその具体的な範囲を確認しておくことが大切である。なお、規定内容が「不公正な取引方法」と評価されないよう留意すべきである。

(13) 契約更新事由

技術的に不確定な要素を含む研究・技術開発委託契約においては、予定した開発期間、契約期間の変更が必要となる場合も多いと考えられるので、契約期間を当事者間の合意により更新できる旨の規定が設けられる。更新事由には、開発の進捗状況の他に許認可状況等があり得る。

(14) 解約事由・解除事由

一般に債務不履行の事実、破産や支払不能、不可抗力、相手方の競合企業との提携等が挙げられる。もっとも、研究・技術開発委託契約においては、各当事者が負担する債務やその履行時期が異なるため、具体的に問題となり得るのは、委託者側からは、受託者の着手遅延や開発遅延、流用禁止や秘密保持義務違反、開発担当者構成の重大な変更、その他の債務不履行、受託者側としては、委託費用支払遅延、委託者の責に帰す開発不能等と考えられる。

(15) 契約終了時の措置

契約終了時の措置としては、相手方の所有に係る技術情報等の返還または廃棄、残存情報についての秘密保持・使用制限、開発成果の特定と権利帰属措置、試作品等の処分等が、さらに中途解約の場合においては、委託費用の清算、開発の過程で生じた技術情報等の特定および権利帰属措置、開発資材の処分、損害賠償請求等が規定される。

(16) 裁判管轄（仲裁条項）

当事者の便宜を図って合意管轄の規定が設けられることは他の契約と同様である。もっとも、裁判手続は公開が原則であるため、秘密保持の観点から仲裁による紛争解決を規定することが望ましい場合がある。

(17) 適用法令

適用される法令としては、民法、商法、独占禁止法、特許法等の知的財産権に関する法律等が挙げられる。

(18) 第三者との紛争が生じた場合の処理

開発技術、製品に関して、第三者から権利侵害を主張された場合と第三者が権利侵害を為している場合に双方について、責任分担、協力義務等の対応方法を規定しておき、合意に基づく効果的な紛争解決措置を備えておくことが望ましい。

IV 共同研究開発契約と独占禁止法との関係

(1) 共同研究開発契約と独占禁止法との関係

共同研究開発は、競争に悪影響を与えることが明らかである価格協定や市場分割協定等と比べ、競争上望ましい効果を持ち得る点で異なる特色を有する。

すなわち、競争関係にある企業間で共同研究開発が行われる場合には、研究開発の主体の数が減少するので、競争が減殺するおそれがあり、このような共同研究開発は、競争阻害の効果を有することがある。他方、単一企業での資金的・人的限界の補完、研究開発上の企業リスクの低減・分散、開発期間の短縮等のため、競争関係にある企業間で共同研究開発が行われることがあり、このような共同研究開発は、競争促進の効果を有する。

このように共同研究開発は、競争阻害の効果のみならず、競争促進の効

果をも有するので、独禁法上、当然違法 (per se illegal) ではなく、個々の事案において競争促進的効果と競争阻害的効果を比較衡量し、独禁法に違反するか否かを判断するという合理の原則 (Rule of Reason) の立場が採られている (小原喜雄「日本における共同研究開発と競争法—米国および EC と対比して—」知的財産と競争法の理論 F. K. バイヤー教授古希記念日本版論文集、506 頁、第一法規出版、1996 年。なお、指針の起草者による平林英勝編著『共同研究開発に関する独占禁止法ガイドライン』37 頁、商事法務研究会、1993 年) は、競争促進的効果を考慮するとは、米国のいわゆる「合理の原則」の考え方とは異なるとしつつ、合理の原則を採用した場合と結果において大差はないと考えられるとする。)

(2) 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針制定の背景

—米国および EC における法制定経緯およびその影響—

日本においては、1993 年に公正取引委員会が、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(以下、「指針」という。)を公表した(指針は、公正取引委員会のホームページから入手可能。指針の解説書として、平林・前掲書、植松勲編著『事例解説独占禁止法ガイドライン総集編』353 頁、判例タイムズ社 1998 年)。

指針は、米国および EC における法制の比較法研究に基づき作成されたものである。指針の内容を理解するには、米国および EC における法制定経緯およびその日本への影響を理解することが肝要であるので、まずは米国および EC における法制定経緯を見る。

(以下の①米国についての叙述は、小原前掲論文および井上従子「技術開発促進と独占禁止法による規制についての考察(1)—米国における研究開発活動を巡る反トラスト政策の動向と独占禁止法の解釈・運用のあり方について」(横浜国際経済法学第 7 巻第 1 号、275 頁、1998 年)に、②EC についての叙述は、小原・前掲論文に、③日本についての叙述は、井上従子「技術開発促進と独占禁止法による規制についての考察(2)—米国における研究開発活動を巡る反トラスト政策の動向と独占禁止法の解釈・運用のあり方について—(2)」横浜国際経済法学第 8 巻第 1 号、145 頁、1999 年)に依拠した。)

① 米 国

(a) 国際競争力回復のための反トラスト規制の緩和政策

米国では、1984 年に National Cooperative Research Act (NCRA)、1993 年に National Cooperative Production Amendments (NCPA) が制定された。

これらの法律の制定の背景には、日本やアジア諸国の経済発展に伴う米国製造業の国際競争力の低下に直面した米国が、「強いアメリカ」の再建を唱えるレーガン政権の下、国際競争力回復のため反トラスト規制の緩和政策へと政策転換を行ったことがある。すなわち、共同研究開発がカルテルとして反トラスト法に抵触するのではないかとこの危惧から産業界が共同研究開発を躊躇し、その結果、国際競争力が低下したとの分析の下、国際競争力を回復するために、反トラスト法違反のおそれを軽減する措置として制定されたのが NCRA および NCPA である。

(b) National Cooperative Research Act (1984 年) の制定経緯

1984 年に NCRA が制定されたが、この背景には、日本の超 LSI に関する共同研究開発の成功の影響があると言われている。すなわち、1980 年代に日本のコンピューター・メーカーが生き残るためには、IBM の次世代コンピューター構想への対抗機種用の超 LSI を研究開発することが必須であるとの認識に基づき、通産省は、1976 年、鉱工業技術研究組合法に基づいて設立された超 LSI 技術研究組合を認可した。超 LSI 技術研究組合は、通産省工業技術院電子総合研究所、および、日立製作所・三菱電機・富士通・日本電気・東芝からの出向者で構成された官民からなる共同研究所であり、国が財政的・人的支援を行う官民共同のナショナル・プロジェクトであった。ライバル・メーカー 5 社の研究者を一同に集めた共同研究は、先進メーカーがノウハウの流出を恐れたため当初は困難ではあったが、最終的には超 LSI の製造技術に必要な多数の特許を生み出す成果を挙げ、日本の IC 産業を発展させることに成功した。

これに対し、米国は、日本の超 LSI に関する共同研究組合による開発はカルテルである等と非難した。同時に、米議会は、共同研究開発を行うことが反トラスト法に違反するのではないかという危惧を産業界が抱き、反トラスト訴訟の恐れから共同研究開発を断念し、その結果、米国の国際

競争力が喪失されたと分析し、共同研究開発の競争阻害効果を直ちに違法とする (per se illegal) のではなく、競争促進的效果と競争阻害的效果の両側面を比較衡量することによって、競争法に違反するかを判断するという合理的原則 (Rule of Reason) の立場を明確にし、競争上の正当化事由を容認する余地を肯定するため、1984年にNCRAを制定した。すなわち、同法は、共同研究開発の反トラスト法違反のおそれを軽減する国際競争力強化法として制定されたものである。

NCRAにより、例えば、IC分野での日本企業の攻勢に危機感を抱いたインテル・TI、AT&T、IBM等米14社と国防総省による半導体開発会社セマテックの設立が可能となった。その結果、米半導体産業およびその製造装置産業の世界市場でのシェアが1993年には日本を追い抜き、米国政府と民間とが一体となって半導体の世界市場でリーダーシップを回復するという目的が達成された。

(c) National Cooperative Production Amendments (1993年) の制定経緯

このNCRAが定める「共同研究開発」は、共同生産または共同販売を含まない。しかし、共同研究開発の成果を商業的生産に迅速に転換するためには、個別企業の資金的限界を超える膨大な投資を必要とするので、共同生産をも対象としないとNCRAの目的が十分に達成できないとの考えから、NCRAの適用対象に共同生産事業も含める改正法の必要性が説かれた。例えばIBMは、「共同生産機構の設立は、諸外国、特に日本に対抗するために不可欠である。日本及びヨーロッパにおける共同生産機構の成功は、世界市場における圧倒的なシェアを獲得するためには共同生産機構が鍵となることを証明している。」と主張した。その結果成立したのが、1993年のNCPAである。

② E U

欧州においては、1984年、研究開発に関する一括適用除外に関するEC委員会規則 (EEC規則) が成立した。EEC規則 (85年418号) 3条2項は、共同研究開発に参加する当事者の2以上が競争関係にある製造業者である場合には、契約製品によって改良・代替され得る製品に関する当事者の生産合計が、共同市場またはその実質的部分における当該製品の市場の20

%を超えないときのみ、契約製品が共同市場に最初に出荷されてから5年間、当該研究開発の成果の共同利用に対しローマ条約第85条1項 (競争を制限する協定等を禁止する規定) が一括適用除外されると定める。

この「共同利用」には、共同販売は含まれないと解釈されているが、1992年、共同販売を含むようEEC規則が改正された。この改正は、米国と同様、日本に対抗するためであると言われている。

③ 日 本

日本においては、上述の超LSI技術研究組合による共同研究開発は本来独禁法上問題となる競争方法ではないかと欧米諸国から非難されたことから、欧米と同水準の規制を行う姿勢を示すために、公正取引委員会が、1990年に「共同研究開発と独占禁止法」と題する報告書を発表し、1993年には、同報告書を参照した指針を公表した。

指針は、従前いかなる共同研究開発も独禁法上の違法性の問題と無縁であるといったいわば野放し状態にあった日本の状況に対し、国際的水準と同様の規制を行うとの姿勢を示すものである。したがって、反トラスト規制の緩和政策としての米国NCRAと比較すると、日本の指針は一見すると独禁法規制強化策として、目指す方向が逆のように見える。しかしながら、指針からは共同研究開発が独禁法上問題視される場合はほとんどないとみてよいこと、公表された相談事例においても問題なしとされていることが多いこと (金井貴嗣他『独占禁止法』80頁、弘文堂、2005年) からすると、私見では、指針も、共同研究開発を行いやすくする点で米国のNCRAと同じ方向を目指すものと捉えることが可能であり、このような把握により指針の理解がより容易になるものと考えられる。

(3) 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針の枠組み

指針は、共同研究開発が独禁法上問題となり得る場合を、①研究開発の共同化自体と、②共同研究開発の実施に伴う取り決めとに分けて分析している。そして、①の場合を、(a)不当な取引制限 (水平的取引制限)、および、(b)私的独占の観点から、②の場合を(c)不公正な取引方法 (垂直的取引制限) の観点から検討している (小原・前掲論文506頁)。

すなわち、まず、①研究開発の共同化が(a)不当な取引制限に該当するか

については、(i)参加者の数・シェア等、(ii)研究の性格、(iii)共同化の必要性等、(iv)対象範囲・期間等を総合的に勘案して判断する。そして、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下である場合には、通常独禁法上問題とならず、20%を超える場合には、(ii)~(iv)の事情を勘案して判断される。

次に、①研究開発の共同化が(b)私的独占の問題を生じるかについては、(i)参加者の市場シェア、(ii)研究開発の目的となる技術の内容、(iii)非参加者への影響を勘案して判断される。

そして、②共同研究開発の実施に伴う取り決めが(c)不公正な取引方法(垂直的取引制限)に該当するかについては、(i)共同研究開発の実施に関する事項、(ii)共同研究開発の成果である技術に関する事項、(iii)共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項の三つに区分し、それぞれについて、原則として不公正な取決めと認められない事項(白条項)、不公正な取引方法に該当するおそれのある事項(灰色条項)、不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項(黒条項)に分けて明らかにしている。

(4) 研究開発の共同化と不当な取引制限

——研究開発の共同化自体による競争制限——

競争関係にある事業者間で研究開発が共同化される場合には、研究活動の主体の数が減少するので、その目的である技術の市場またはそれを化体する製品の市場の競争が実質的に制限されるおそれがあるときは、不当な取引制限(独禁法3条後段)の問題が生じ得る。しかし、研究開発の共同化は、価格協定や市場分割協定のようなあからさまなカルテルとは異なり、競争促進的側面と競争阻害的側面とを有するので、当然違法(per se illegal)ではなく、個々の事案について、競争促進的效果を考慮しつつ、下記①~④を総合的に勘案して、技術市場または製品市場における競争が実質的に制限されるか否かを判断するという合理の原則(Rule of Reason)の立場が採られている。

① 参加する事業者の数、市場シェア、市場における地位等

指針は、製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良または代替品の開発のための共同研究開発について、参加者の市場シェ

アの合計が20%以下である場合には、独禁法上の問題は通常生じないとする。なお、当該市場シェアの合計が20%を超える場合においても、直ちに独禁法上問題となるのではなく、②~④の事項を総合的に勘案して判断される。

他方、技術市場における競争が実質的に制限されるか否かの判断に当たって、指針は、当該技術市場において研究開発の主体が相当数存在するか否かを基準とする。その際、技術は国際取引の対象となっていることから、当該技術市場における顕在的・潜在的な研究主体として、外国事業者も考慮に入れる。その結果、通常は相当数の研究主体が存在することが多いので、独禁法上問題となる可能性は低いとする。

② 研究の性格

指針は、研究開発を、基礎研究・応用研究・開発研究に類型化し、特定の製品開発を対象としない基礎研究に関する共同研究開発は製品市場における競争に影響を及ぼすことが少ないのに反し、開発研究については製品市場における競争に直接的に影響を及ぼすので、独禁法上問題となる可能性が高いとする。

③ 共同化の必要性

指針は、技術開発のリスクもしくはコストが膨大であり、一企業が単独で負担することが困難である場合、または、自社の技術的蓄積、技術開発能力からみて他社と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合には、独禁法上問題となる可能性が低いとする。しかし、単独で、または、より少ない参加者で実施できるにもかかわらず共同化する場合は、参加者が過度に包含されるときであり、不必要に共同化しているから、競争制限になるおそれが生じる。

また、環境対策、安全対策等、いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、その故をもって直ちに独禁法上問題がないとされるものではない。これは、米国自動車メーカー4社が排気ガス規制に対応するため自動車部品の共同研究開発を自動車製造業者協会の中で行った際、開発が最も遅れているメーカーに合わせて研究開発およびその成果の実用化を遅らせ、妨害した事件(United States v. Automobile Manufacturers Association, Inc.; General Motors Corp.; Ford Motor Co.; Chrysler

Corp.; American Motors Corp. 307 F. Supp. 617 (C.D.Cal.1969)) を参考にした言及であるとされる(平林・前掲書 47 頁、小原・前掲論文 508 頁)。

④ 対象範囲、期間等

共同研究開発の対象範囲、期間等が明確に確定されている場合には、それらが必要以上に広範に定められている場合に比して、市場に及ぼす影響が小さい。

(5) 研究開発の共同化と私的独占

——共同研究開発からの排除による競争制限——

指針は、参加者の市場シェアが相当程度高く、規格の統一または標準化につながる等の当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによって事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合に、例外的に、独占禁止法(私的独占)上問題となることがあるとする。ただし、参加を制限された事業者、当該共同研究開発の成果に関するアクセス(合理的な条件による成果の利用、成果に関する情報の取得等)が保証され、その事業活動が困難となるおそれがないければ、独禁法上問題とはならないとしている。

指針が規格の統一または標準化による競争者の排除に言及したのは、ビデオカセットレコーダー(VCR)の技術規格の統一協定事件に関する EC 委員会決定(1977 年)を参考にしたことによるものである(平林・前掲書 61 頁、小原・前掲論文 509 頁)。同事件においては、オランダのフィリップスとドイツの家電メーカー 7 社が、VCR の技術規格の統一適用に関する協定を締結し、協定当事者はフィリップスからライセンスされた VCR システムに合致するカセットおよびレコーダーのみしか生産・販売できず、ソニー製品のような他のシステムの生産・販売を禁止された。EC 委員会は、同協定が EEC 条約 85 条 1 項に違反すると判断した。

当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発への事業者の参加が制限されることにより競争が実質的に制限されるか否かは、当該事業者が、当該技術と同等の技術を独力で開発できるか否か、または、当該共同研究開発に参加していない他の事業者と共同で同等な技術を開発できるか否か等の市場状況如何によって判断される。

(6) 共同研究開発の実施に伴う取り決めと不正な取引方法

——共同研究開発の実施の制限に伴う競争制限——

共同研究開発の実施に伴う取決めが、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、当該取決めは、不正な取引方法に該当するものとして、独禁法 19 条の問題となる。指針は、共同研究開発の実施に伴う取決めを、①共同研究開発の実施に関する事項、②共同研究開発の成果である技術に関する事項、および、③共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項に分け、各事項について、(a)原則として不正な取引方法に該当しないと認められる事項(白条項)、(b)不正な取引方法に該当するおそれがある事項(灰色条項)、(c)不正な取引方法に該当するおそれが強い事項(黒条項)に分類する。

(a) 原則として不正な取引方法に該当しないと認められる事項(白条項)は、共同研究開発の円滑な実施のために必要とされる合理的な範囲のものと認められ、また、競争に及ぼす影響が小さいため、原則として不正な取引方法に該当しないとされる。ただし、その内容において参加者間で著しく均衡を失し、その結果、特定の参加事業者が不当に不利益を受けることとなる場合には、独禁法 19 条(一般指定 14 項(優越的地位の濫用)または 5 項(共同行為における差別的取扱い))の問題となる。

(b) 不正な取引方法に該当するおそれがある事項(灰色条項)は、各事項について公正な競争を阻害するおそれがあるか否かが個別に検討される。参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場状況、制限が課される期間の長短等を総合的に勘案して、公正競争阻害性の有無が判断される。

(c) 不正な取引方法に該当するおそれが強い事項(黒条項)は、共同研究開発の実施に必要なとは認められず、また、課される制限の内容自体からみて公正競争阻害性が強い場合、特段の正当化事由がない限り、不正な取引方法に該当すると考えられるものである。

実務上は、特に黒条項に当たらないよう注意をする必要がある。また、指針においては、ケースバイケースで判断をする合理の原則(Rule of Reason)が採られているため、具体的ケースにおいて、どの条項に当たるか、公正な競争を阻害するか否かは不明確であることが多い。後述の公正

取引委員会の事前相談や、弁護士への相談の活用が望ましい。

1) 共同研究開発の実施に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

① 研究開発の目的、期間、分担等（業務分担、費用負担等）を取り決めること

② 共同研究開発のために必要な技術等（知見、データ等を含む。以下同じ。）の情報（共同研究開発の過程で得られたものを含む。以下同じ。）を参加者間で開示する義務を課すこと

③ ②で他の参加者から開示された技術等の情報に関する秘密を保持する義務を課すこと

④ ②の技術等の情報以外に共同研究開発に関して他の参加者から得た情報のうち特に秘密とされているもの（共同研究開発の実施自体が秘密とされている場合を含む。）の秘密を保持する義務を課すこと

⑤ 分担した研究の進捗状況を参加者間で報告する義務を課すこと

⑥ ②で他の参加者から開示された技術等を共同研究開発のテーマ（共同研究開発の対象範囲をいう。以下同じ。）以外に流用することを制限すること（1）イ①の場合を除く。）

⑦ 共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること

⑧ 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するためまたは参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマと極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること（1）ウ①参照）

⑨ 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するためまたは参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一または極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること（1）ウ①および②参照）。

○ 共同研究開発終了後についての研究開発の制限は、基本的に必要とは認められず、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであるので、公正競争阻害性が強いものと考えられる（1）ウ①および②参照）。

ただし、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、同一または極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止または権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として公正競争阻害性がないものと考えられる。

⑩ 参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発実施期間中において、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること（1）イ②の場合を除く。）

⑪ 共同研究開発への他の事業者の参加を制限すること

○ 共同研究開発への他の事業者の参加を制限すること自体は、原則として問題とはならないが、他の事業者の参加を制限する行為が、例外的に、不公正な取引方法（一般指定第1項（共同の取引拒絶）、第2項（その他の取引拒絶）等）、私的独占等の問題となることがある。

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

① 技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること（1）ア⑥参照）

○ 開示された技術等をそのまま流用するのではなく、それから着想を得て全く別の技術を開発することまで制限するような場合には、当該研究開発活動の制限は、技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

② 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること（1）ア⑩参照）

○ 参加者が共同研究開発に関係する知見、成果等に関する権利を放棄するなどして共同研究開発から離脱し、他から優れた技術を導入することを希望する場合にまでそれを認めないといった制限は、共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、このような事項は、競合する技術を保有する事業者の取引機会を奪いまたは参加者の技術選択の自由を奪うものであって、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる（一般指定第11項（排他条件付取引）ま

たは第13項（拘束条件付取引）。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれ強い事項

① 共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること（1）ア⑧および⑨の場合を除く。）

② 共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること（1）ア⑨の場合を除く。）

○ 上記①および②のような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

③ 既存の技術の自らの使用、第三者への実施許諾等を制限すること

④ 共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等について、参加者の生産または販売活動を制限すること

○ 上記③および④のような事項は、共同研究開発の実施のために必要とは認められないものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

2) 共同研究開発の成果である技術に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

① 成果の定義または帰属を取り決めること

② 成果の第三者への実施許諾を制限すること

○ 成果の第三者への実施許諾を制限すること自体は、原則として問題とはならないが、第三者への実施許諾を制限する行為が、例外的に、不公正な取引方法（一般指定第1項（共同の取引拒絶）、第2項（その他の取引拒絶）等）、私的独占等の問題となることがある。

③ 成果の第三者への実施許諾に係る実施料の分配等を取り決めること

④ 成果に係る秘密を保持する義務を課すこと

⑤ 成果の改良発明等を他の参加者へ開示する義務を課すことまたは他の参加者へ非独占的に実施許諾する義務を課すこと

○ 上記①から⑤までのような事項であっても、その内容において参加者間で著しく均衡を失し、これによって特定の参加事業者が不当に不利益を受けることとなる場合には不公正な取引方法の問題となることは前記の

とおりである。

イ 不公正な取引方法に該当するおそれ強い事項

① 成果を利用した研究開発を制限すること

○ このような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

② 成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すことまたは他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと

○ このような事項は、参加者が成果の改良のための研究開発を行うインセンティブを減殺させるものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

3) 共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

① 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の販売先について、他の参加者またはその指定する事業者には制限すること（3）イ③参照）

② 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合または成果に基づく製品の品質を確保することが必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の原材料または部品の購入先について、他の参加者またはその指定する事業者には制限すること（3）イ④参照）

○ 上記①および②の「合理的な期間」は、リバース・エンジニアリング等によりその分野における技術水準からみてノウハウの取引価値がなくなるまでの期間、同等の原材料または部品が他から入手できるまでの期間等により判断される。

③ 成果に基づく製品について他の参加者から供給を受ける場合に、成果である技術の効用を確保するために必要な範囲で、その供給を受ける製品について一定以上の品質または規格を維持する義務を課すこと（3）イ⑤参照）

イ 不公正な取引方法に該当するおそれある事項

① 成果に基づく製品の生産または販売地域を制限すること

- ② 成果に基づく製品の生産または販売数量を制限すること
- ③ 成果に基づく製品の販売先を制限すること（3）ア①の場合を除く。）
- ④ 成果に基づく製品の原材料または部品の購入先を制限すること（3）ア②の場合を除く。）
- ⑤ 成果に基づく製品の品質または規格を制限すること（3）ア③の場合を除く。）

○ 上記①から⑤までのような事項は、参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場の状況、制限が課される期間の長短等を総合的に勘案した結果、公正な競争を阻害するおそれがあると判断される場合には不公正な取引方法の問題となる（一般指定第11項（排他条件付取引）または第13項（拘束条件付取引））。

なお、上記③または④に関し、例えば、取引関係にある事業者間で行う製品の改良または代替品の開発のための共同研究開発については、市場における有力な事業者によってこのような制限が課されることにより、競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合には、公正な競争が阻害されるおそれがあるものと考えられる（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公表）第1部の第4（取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限）参照）。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- ① 成果に基づく製品の第三者への販売価格を制限すること

○ このような事項は、制限を課された参加者の重要な競争手段である価格決定の自由を奪うこととなり、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第13項（拘束条件付取引））。

(7) 事前相談制度

具体的なケースにおいては、指針に照らして独禁法上問題となるか判断が容易でないこともある。そこで、公正取引委員会は、共同研究開発にかかる事前相談制度を設け、共同研究開発の当事者からの個別の相談に応じている。この事前相談は、公正取引委員会事務局宛に事前相談申出書（公正取引委員会のHPからダウンロードが可能）を提出して行い、文書をもつ

て回答されるものである。また、口頭による一般相談も行われている。したがって、個々のケースで不明な場合には、事前相談制度を活用すべきであろう。

また、事前相談の内容および回答は、回答を撤回した場合も含めて、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、概要が公表される。

V 自力開発

ここでは、特許・実用新案の対象となる技術開発を自社のみでの単独で行う場合（自力開発）における問題点や留意事項などについて述べる。

まず、自力開発を行う場合であっても、自社従業員との関係が問題となる。

つぎに、研究開発の全てを自社だけで行う場合には問題とはならないが、その一部についても外部研究者・技術者等から指導・助言等を受ける場合（たとえば、特定の技術分野について専門家と顧問契約を締結する場合など）には、それらの者との関係が問題となる。

そこで、以下においては、従業員との関係、外部研究者等との関係に分けて、説明する。

1 従業員との職務発明契約

技術開発を自社のみで行う場合には、成果物についての権利帰属、利用などについて、自社の従業員との間で権利処理が問題となる。詳細については、第2章（職務上の創作）を参照されたい。